

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、年々微増を続けている。令和2年3月に策定した「高浜市人口ビジョン」によると、今後も緩やかに増加傾向が見込まれるが、将来的には2040年にピークを迎え、緩やかに減少していくものと推計されている。なお、既に将来を担う年少人口は減少し、高齢化が急速に進行するなど、都市活力の低下が懸念されている。

産業構造は、自動車関連企業や本市の地場産業である瓦関連企業を中心に数多くの中小企業が立地しているが、その中の多くが深刻な人手不足等の課題に直面している。現状を放置すると市内の産業基盤が衰退していく恐れがある。

このような中、本市は設備投資、販路拡大等の支援施策を実施してきたが、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、人が集まる企業にしていくことで本市の雇用促進を図り、生産年齢人口の確保を行うことが喫緊の課題である。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

市内の産業は、製造業、サービス業、卸売・小売業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連設備については、売電目的は雇用の創出・産業集積につながらないため、自家消費が50%を超えるものに限る。

#### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

##### (1) 対象地域

市内の産業は、臨海部、東部、南部の広域に立地している。これらの地域で、広く事

業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

市内の産業は、製造業、サービス業、卸売・小売業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全ての業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 事業者の経営状況及び事業内容を把握する観点より先端設備等導入計画認定申請時に決算報告書、法人事業概要説明書、登記事項証明書等の追加書類の提出を求めるものとする。

ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担にならないよう配慮するものとする。

(3) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

(4) 高浜市自治基本条例（平成22年条例第24号）第8条に規定する事業者の役割と責務及び高浜市産業振興条例（平成24年条例第19号）第6条に規定する事業者の責務に努めるものとする。

## (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。